

候補者への注意事項

- 1 立候補届出日当日に届出手続がスムーズに行われるよう、届出書類等の事前審査を受けてください。
 - 持参する物 届出書類一式、選挙運動用ポスター原稿1枚、選挙公報原稿2部、選挙運動用ビラ原稿1部（必要な場合のみ）、候補者印
 - 事前審査日程 令和8年1月13日（火）及び 1月14日（水）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
市役所本庁・志布志支所1階会議室
- 2 供託の額は、市長選挙の場合100万円、市議会議員選挙の場合30万円です。
供託所は、鹿児島地方法務局鹿屋支局となりますので、添付の「選挙供託」を確認の上、供託してください。
供託書の金額はあらかじめ印字されていますが、金額以外の箇所で誤字があった場合は、修正テープ又は修正液で消し、その上から改めて記入してください。二重線等の見え消しを行わないので、訂正印も不要となります。
供託金の返還についても申請を行った場所で行いますが、選挙後の供託金返還証明書は2月18日以降に印鑑を持参し選挙管理委員会で受け取ってください。
ただし、得票数が次に満たない場合は没収となります。
 - ・市長選挙の場合 : 有効投票の総数の10分の1
 - ・市議会議員選挙の場合 : 有効投票の総数を議員定数で除して得た数の10分の1

供託の方法等について御不明な点は、鹿児島地方法務局鹿屋支局（Tel0994-43-6790）に直接お問い合わせください。
- 3 選挙運動用ポスターは、公営ポスター掲示場（市内216箇所）以外には掲示することができません。また、選挙運動用ポスターは、公営ポスター掲示場に表示している候補者届出番号と同じ番号の所に掲示してください。
※ ポスター掲示板は、アルミ製となっています。表面に薄いビニールが張っていますので、その上から両面テープや接着剤等で掲示してください。（画びょう等は使用できません。）
- 4 政治活動用として活用しているキャッチフレーズやシンボルマーク、政策スローガンは、選挙運動用のポスター・通常葉書・ビラ・自動車看板等に使用すると、事前運動となり規制の対象となります。
- 5 立候補届出日当日は、午前8時30分までに到着した候補者が2人以上ある場合は、届出の順番は「くじ」で定めることとします。
- 6 立候補届出書類の選挙長及び選挙管理委員会委員長の氏名は、事前審査のときに事務局にてスタンプを押しますので記入しないでください。

7 選挙事務所の立看板は、あんどん形式のものや広告塔形式の、立体感のある看板は設置できません。

8 自動車に取り付けて使用するする看板等は、選挙の告示日以前に警察の設備外積載許可を受けることとなります、立候補の届出が受理されるまでは、看板等の候補者氏名は布や紙等で隠して走行してください。

9 選挙運動用自動車で選挙運動ができるのは、乗車用腕章を付けている4人までです。また、拡声器の使用については、学校・病院・療養施設及び畜舎（養鶏・養豚）等の周辺では、音量に配慮し静穏の保持に努めてください。

10 交付する物件について

立候補事前審査時：公営ポスター掲示場一覧表及び図面、候補者用タスキ

立候補届出日：選挙運動用自動車表示板、拡声機表示板、街頭演説用標旗、乗車用腕章、運動員用腕章、葉書使用証明書及び差出票、新聞廣告掲載証明書、各種告示の写し、ビラ証紙、政治活動用自動車表示板（市長選挙）、確認書（市長選挙）

※ 立候補届出後に交付する物件（自動車表示板、拡声機表示板、街頭演説用標旗、乗車用腕章4枚、運動員用腕章1枚）は、選挙終了後、選挙管理委員会に早急に返還してください。

※ 交付物件については、再交付しませんので、街頭演説用標旗などは、雨・風対策を施してから、使用してください。

11 選挙運動費用収支報告書は、選挙の期日から15日以内（2月16日（月）まで）に提出するようになっているので、期日を厳守してください。

12 候補者・運動員向けの書籍

(1) 立候補の準備から選挙終了後までの手続等について記載されているもの

ア 地方選挙早わかり 候補者運動員必携（日本選挙センターのホームページで購入可能 令和7年7月改訂版）

イ 地方選挙要覧 令和7年版（国政情報センターのホームページで購入可能）

ウ 地方選挙の手引 令和7年（ぎょうせいのホームページ、一般のインターネット通信販売及び一般の書店（取り寄せ）で購入可能）

(2) 主に選挙運動について記載されているもの

ア 問答式選挙運動早わかり 第5次改訂版（学陽書房のホームページ、一般のインターネット通信販売及び一般の書店（取り寄せ）で購入可能）

イ 選挙運動違反の逮捕実例集（国政情報センターのホームページで購入可能）